

マリーナ千葉レンタルボート利用規則

1. 目的と営業的利用の禁止

- ①マリーナ千葉 株式会社雄和（以下、当社）は、レジャーを目的としたお客様にレンタルボート（以下、ボート）を貸し出し、お客様はマリンレジャーを享受し、よってマリンレジャーの普及、発展を目的とします。
- ②船長及び同乗者（以下、利用者）は、ボート賃貸業、遊覧船事業その他自己の営業のためにボート等を利用してはなりません。

2. 貸し出し条件

- ①当社ボートの貸し出しは、満 18 歳以上であって、二級（5 海里限定）以上の小型船舶操縦免許資格（以下、資格）の方が対象です。資格をもっていて、満 18 歳未満の場合は、保護者が同乗するものとします。

3. 事故の責任

- ①当社では、事故の大半が港の中で起きている事実を踏まえ、他の港及びマリーナへの入港をご遠慮頂いております。
- ②当社は、ボート等の利用に際し生じた事故により利用者が被った損害については、第 4 項の保険金により補償される範囲を除き、一切その責任を負わないものとします。ただし、当社に故意または明らかな過失があったときは、この限りではありません。
- ③利用者は、ボート等の利用に際し、その責めに帰すべき事由により、当社またはその他の第三者に対して損害を与えたときは、第 4 項の保険により補償される範囲を除き、その賠償の責を負うものとします。
- ④前 3 項の損害を補填するため、当社は、賠償責任保険（支払限度額 1 億円）、搭乗者傷害保険※1（死亡時最大 3 千万円/1 名）、船体保険※2 に加入するものとします。 ※1 搭乗者傷害保険のほかに「国内旅行傷害保険」（死亡時最大 4960 万円/1 名）へ別途に加入申込みいただけます。（保険料：1000 円/1 名 1 日）
※2 ボート等に利用者の責めに帰すべき損害が生じた場合、「シーバス」「シロギス」の各艇は最大 12 万円を限度とし当社へ支払うものとします。なお、利用者の故意による場合等、保険金により填補されない損害については、利用者の負担とします。
- ⑤レンタルボート用栈橋から 200 メートル以遠では、岸壁・構造物から 30 メートル以内に接近することは厳禁とする。

4. 利用の制限および廃止

- ①利用者が当社の指示に従わない場合にも、利用者によるボート等の利用を制限することができます。
- ②当社は、利用できるボートを、やむを得ない理由があるときは貸し出しを制限できるものとします。
- ③予約申込みを当社が承諾したあとにでも、悪天候、故障その他の理由によりボート等の利用が不可能または不適切であるときは、当社の判断で利用を制限することができます。
- ④当社は、やむを得ない理由により運営に支障を生じたときにボートの貸し出しを廃止することができます。
- ⑤第 2 項、第 3 項及び第 4 項の場合、利用者は、当社に対し補償その他の請求、異議申し立てをすることができません。

5. 個人情報の収集と利用

- ①ご利用に際し、当社が収集した個人情報は、このレンタルボートご利用に限り使用するものとし、他には利用しません。

附則① 本規則は、2014 年 6 月 1 日より効力を生じるものとします。

3.①追加 3.④の内容を改定

附則② 本規則は、2016 年 12 月 31 日より効力を生じるものとします。

3.④の内容を改定（レンタル艇メバル廃止による）

附則③ 本附則は、2021 年 4 月 21 日より効力を生じるものとします。

3.⑤追加

「国内旅行傷害保険」2024 年 1 月より開始